平成２３年（フ）第１５７７号
北海道石狩市新港中央３丁目761―１
債務者　株式会社ヤマグチ運輸
代表者代表取締役　山口　勇一
１　決定年月日時　平成23年６月14日午前11時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井本　雅之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月15日午後１時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５８号
石川県白山市吉野北62番地
債務者　株式会社北陸味仙
代表者代表取締役　松本　千昭
１　決定年月日時　平成23年６月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松本　哲哉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月21日午前10時15分
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２１７号
高知市潮見台１丁目2020番地
債務者　有限会社プロホームエージェント
代表者代表取締役　切詰　一弥
１　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　横川　英一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月21日午前10時
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７９４６号
東京都港区西麻布１丁目15番１号
債務者　株式会社ちゃんと
代表者代表取締役　岡田　伸吾
１　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渕上　玲子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月26日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０４０号
愛知県小牧市中央３丁目149番地
債務者　有限会社龍建設
代表者代表取締役　山本　龍和
１　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　尾関　信也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月27日午前11時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２１号
岡山県総社市宍粟774番地
債務者　備中砂利株式会社
代表者代表取締役　天野　幸子
１　決定年月日時　平成23年６月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　種田　和英
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月29日午前11時
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２４１号
岐阜市花沢町２丁目２番地３
債務者　株式会社中央テクノス
代表者代表取締役　堀　　誠二
１　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀　　雅博
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月30日午前10時
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１３７４号
名古屋市守山区小幡中１丁目１番３号
債務者　株式会社くらしおん
代表者代表取締役　小木曽忠則
１　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　　友信
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月４日午前10時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５４４号
仙台市青葉区一番町１丁目14番35号
債務者　東北海外旅行株式会社
代表者代表清算人　金成　有造
１　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小山田一彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月21日午後１時30分
仙台地方裁判所第４民事部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２３号
福島県いわき市内郷綴町町之内66番地　柴田コーポ201
債務者　山口　晴康
１　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　國井　達夫
４　破産債権の届出期間　平成23年８月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月５日午後２時
６　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１９２号
香川県高松市末広町３番地11、住民票上の住所香川県高松市郷東町796番地49
債務者　大岡　久純
１　決定年月日時　平成23年６月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　籠池　信宏
４　破産債権の届出期間　平成23年７月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月29日午後２時
６　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１４号
香川県観音寺市坂本町７丁目２番８号
債務者　三宅　昭二
１　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松浦　明治
４　破産債権の届出期間　平成23年７月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月27日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（フ）第２０４号
愛知県一宮市貴船町３丁目９番地　アーバンドリーム101号
債務者　堀口　純子
１　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加塚　裕師
４　破産債権の届出期間　平成23年７月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月16日午前10時15分
６　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３８９号
福島市松川町字南諏訪原４―６、申立時の住所福島市渡利字大久保30番地の１　ユタカマンション302
債務者　奥村まゆみ
１　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菅野　浩司
４　破産債権の届出期間　平成23年７月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月26日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第８９号
神奈川県三浦郡葉山町上山口1294番地、従前の住所福島市森合字西中川13番地の５　パステル・コートＢ―102
債務者　横田　　篤
１　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菅野　晴隆
４　破産債権の届出期間　平成23年７月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月26日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１０号
山梨県富士吉田市新屋705番地の１　市営小倉山団地１号館202号室
債務者　髙村　和良
１　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　土橋　　順
４　破産債権の届出期間　平成23年７月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月21日午前11時
６　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係